

6.13 廃棄物等

6.13.1 現況調査

準対象事業実施区域及びその周囲における廃棄物の状況は「第3章 3.2 社会的状況 3.2.6 衛生環境施設の整備」に示すとおりである。

6.13.2 予測及び評価の結果

(1) 樹木の伐採・処理

(a) 予測内容

工事時の樹木の伐採に伴い発生する廃棄物について、工事内容及び対策を踏まえ、廃棄物の発生量を算出し予測を行った。

予測項目は表 6.13.2-1 に示すとおりである。

表 6.13.2-1 廃棄物の予測項目

影響要因	予測事項	予測項目
工事の実施	樹木の伐採に伴う廃棄物の発生による影響	廃棄物等

(b) 予測対象時期

予測対象時期は工事期間中とした。

(c) 予測地域

予測地域は準対象事業実施区域とした。

(d) 予測方法

予測方法は工事時の樹木の伐採に伴い発生する廃棄物について、工事計画の整理により産業廃棄物の発生量を予測した。

なお、伐採範囲のほとんどがアカマツであることから、アカマツの係数を用いて算出した。

植生工事に伴い発生する廃棄物の発生量の計算方法は表 6.13.2-2 に示すとおりである。

表 6.13.2-2 工事の実施に伴い発生する廃棄物の発生量の計算方法

項目		数量等
伐採面積 (ha)	①	11.9
伐採 1ha あたりの発生量 (地上部) (t/ha)	②	119
発生量 (地上部) (t)	③=①×②	1,416.1
根も含めた全重量/地上部重量 ^{注1}	④	1.28
全重量 (t)	⑤	1,812.6

注1) 伐採 1ha あたりの発生量 (根も含めた全重量) は、「環境影響評価マニュアルー地球温暖化編ー」(平成 15 年 9 月、神戸市環境局) に示されたアカマツの数値、係数を用いた。

(e) 予測結果

工事中において表 6.13.2-3 に示すとおり伐採木が産業廃棄物として排出される。

そのまま利用可能なものは有価物として売却して再利用又は場内での土砂流出防止柵としての活用を行い、利活用できないもの及び枝条・根については、中間処理施設でチップ化して再資源化によりバイオマス発電用の燃料として再利用し、産業廃棄物の発生量の低減を図る。したがって、樹木の伐採・処理による産業廃棄物への影響は小さいと予測する。

表 6.13.2-3 工事の実施に伴う産業廃棄物の種類及び量

(単位：t)

廃棄物	発生量	有効利用量	最終処分量	処理方法等（予定）
伐採木等	1,812.6	1,812.6	0	幹材は、そのまま利用可能なものは有価物として売却又は土砂流出防止柵として活用し、利用できない枝条・根は再資源化によりバイオマス発電用の燃料に利用する。

(f) 環境保全措置の検討結果

① 環境保全措置の検討結果

樹木の伐採・処理に伴う産業廃棄物への影響は小さいと考えられる。さらに産業廃棄物への影響を低減するため、表 6.13.2-4 に示す環境保全措置を検討した。

表 6.13.2-4 環境保全措置の検討結果

対象項目	環境保全措置	効果
樹木の伐採・処理に伴う廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・ 幹材は、そのまま利用可能なものは有価物として売却又は土砂流出防止柵として活用し、利用できない枝条・根は再資源化によりバイオマス発電用の燃料に利用することで、廃棄物の発生量を低減する。・ 廃棄物の分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用が困難な廃棄物については処理業者に委託して適切に処理する。	廃棄物の発生量・処分量が低減可能である

② 環境保全措置の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表 6.13.2-5 に示すとおりである。

表 6.13.2-5 環境保全措置の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象	樹木の伐採に伴う廃棄物
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化及び再利用等の促進 ・廃棄物発生量の低減
実施期間	宅地その他の用地造成事業の工事期間中
実施主体	事業者
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図り、再利用できないものについては処理業者に委託して、適切に処理する。 ・幹材は、そのまま利用可能なものは有価物として売却又は土砂流出防止柵として活用し、利用できない枝条・根は再資源化によりバイオマス発電用の燃料に利用することで、廃棄物の発生量を低減する。
実施範囲	準対象事業実施区域内
環境保全措置の効果	産業廃棄物の排出低減
環境保全措置を講じた後の環境の状況	環境保全措置を実施することにより、予測結果に示すとおり影響は低減される。
環境保全措置の効果の不確実性の程度	実施可能な措置であり、不確実性は小さい。
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	特になし

(g) 評価

樹木の伐採・処理に伴う産業廃棄物への影響は、表 6.13.2-5 の環境保全対策を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避、低減されていると評価する。

(2) 残土の発生・処理

(a) 予測内容

工事中の切土及び盛土に伴う残土量を把握して、定性的な予測を行った。

予測項目は表 6.13.2-6 に示すとおりである

表 6.13.2-6 残土の予測項目

影響要因	予測事項	予測項目
工事の実施	切土・盛土に伴う残土の発生量	廃棄物等

(b) 予測対象時期

予測対象時期は工事期間中とした。

(c) 予測地域

予測地域は準対象事業実施区域とした。

(d) 予測方法

予測方法は工事時の切土、盛土に発生する残土について、工事内容及び対策を踏まえ、定性的な予測を行った。

(e) 予測結果

工事中において切土、盛土工事により表 6.13.2-7 に示す残土が発生する。

残土については場内で切土及び盛土のバランスを取り、残土の発生を最小限とし、発生した残土は敷き均し、搬出しない計画であることから、環境への影響は小さいと予測する。

表 6.13.2-7 切土・盛土量

切土量 (m ³)	盛土量 (m ³)	残土量 (m ³)
73,587	65,822	7,765

(f) 環境保全措置の検討結果

① 環境保全措置の検討結果

予測結果により、残土の環境への影響は小さいと予測したが、表 6.13.2-4 に示す環境保全措置を講じることにより影響は低減されると予測する。

表 6.13.2-8 環境保全措置の検討結果

対象項目	環境保全措置	効果
残土	・切土、盛土を場内でバランスをとることにより残土の発生量を低減する。 ・発生した残土については場内に敷き均し、残土の搬出を行わない。	残土の発生量・処分量が低減可能である。

② 環境保全措置の検証および整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表 6.13.2-9 に示すとおりである。

表 6.13.2-9 環境保全措置の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象	土地の造成に伴う残土の発生
環境保全措置	残土を場内に敷き均し、搬出を行わない。
実施期間	宅地その他の用地造成事業の工事期間中
実施主体	事業者
実施方法	切土、盛土を場内でバランスをとることにより残土の発生量を低減する。 発生した残土については場内に敷き均し、残土の搬出を行わない。
実施範囲	準対象事業実施区域内
環境保全措置の効果	残土発生量の低減
環境保全措置を講じた後の環境の状況	環境保全措置を実施することにより、予測結果に示すとおり影響は低減される。
環境保全措置の効果の不確実性の程度	実施可能な措置であり、不確実性は小さい。
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	特になし

(g) 評価

造成工事に伴う残土の発生量は、表 6.13.2-9 の環境保全対策を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避、低減されていると評価する。